

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」  
に基づく研究機関に対する令和 7 年度履行状況調査の実施について

## 1. 調査の目的等

- 厚生労働科学研究費補助金等（以下「厚労科研費」という。）の配分を受ける研究機関に対しては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」※<sup>1</sup>（以下「ガイドライン」という。）を定め、厚労科研費の管理や監査を適切に行うよう求めている。また、これらの研究機関に対しては、「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を使用してガイドラインの遵守状況を自己点検し、その結果を年度ごとの研究報告書と同時に厚生労働省に提出することも求めている※<sup>2</sup>。

※1 平成 26 年 3 月 31 日科発 0331 第 3 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定

※2 平成 27 年度以降、厚生労働科学研究費補助金の配分を受ける研究機関を対象に実施。

チェックリストの各項目は、ガイドラインに規定する各事項に対応している。

- 厚生労働省においては、提出されたチェックリストを基に、各研究機関における自己点検の結果を確認している。また、前年度に厚労科研費の配分を受けた研究機関のうちの一部を対象とした「履行状況調査」を行い、ガイドライン遵守状況の詳細を確認している。調査の結果、厚労科研費の管理等に不備があると判断された研究機関に対しては、管理条件を付して改善を求め、その改善が完了するまでフォローアップを行っている。
- 令和 7 年度の履行状況調査については、今年度に各研究機関から提出されたチェックリストの確認結果を基に、以下のとおり行うこととした。

## 2. 令和 7 年度の履行状況調査の実施方針

### （1）調査対象

令和 6 年度に厚労科研費の配分を受けた機関のうち、以下の 7 機関を対象とする。

1. チェックリストによる自己点検において、未実施と報告した項目があった 3 機関
2. 厚生労働省が所管する施設等機関、国立研究開発法人等※<sup>3</sup>から計 4 機関（調査対象の全 10 機関のうち、4 機関を選定）

※3 国立健康危機管理研究機構を含む。

## (2) 調査内容

ガイドライン（第1節～第6節）に規定する研究機関が実施すべき事項について、実施している内容の詳細を調査する。また、チェックリストにより、実施されていないことが報告された事項については、改善の検討状況、改善完了時期等について調査する。

### ○調査事項（例）

- ①コンプライアンス推進責任者により、研究機関において実施されている不正防止対策の実施状況が確認されているか。
- ②研究機関の構成員による厚労科研費の管理・執行が適切かについてモニタリングされ、必要に応じて改善指導がされているか。
- ③モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているか。
- ④不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのかが整理されているか。また、その要因に対応する対策を反映させ、実効性のある不正防止計画にされているか。
- ⑥不正要因となりうるものに対し、抜き打ちなどによる監査を実施しているか。

## (3) 調査体制・方法

調査対象とした研究機関に対し、まず、書面により、実施している内容についての報告を求める（書面調査）。また、書面調査の結果を踏まえ、必要に応じ、当該機関の経理担当者等からの聞き取り調査（オンライン又は現地訪問）を実施する。

## (4) 履行状況調査終了後の対応

取りまとめた調査結果については、厚生科学審議会科学技術部会に報告する。ガイドラインの実施状況に不備があり、年度内に改善されないと判断された研究機関については、令和8年度において引き続きフォローアップを行う。対応の期限を示し、実施されていない事項について、管理条件を付与して改善を求める。また、令和8年度の履行状況調査においても、再度調査対象とし、ガイドラインの実施状況を改めて確認する。

## 3. スケジュール

令和7年12月11日	科学技術部会 実施方針の審議
令和7年12月～令和8年1月	調査対象機関に対し書面調査等を実施
令和8年3月	科学技術部会 履行状況調査結果の報告